

本社:

Siegfried-Wedells-Platz 1 • 20354 Hamburg

疾病保険の保険約款  
VB-KV 2018 (SFE3-D)

当社は、ハンブルクに拠点を置く HanseMerkur Reiseversicherung AG です。当社との保険契約を締結したお客様は、当社との契約相手であり、保険契約者と呼ばれます。

ご自身を被保険者としている場合は、保険契約者は同時に被保険者となります。または他の方を被保険者とすることも可能です。本保険規約において「お客様」と記述する場合、これには他の被保険者も含まれます。

セクション I - 補償の概要

保険による補償内容および対象となる事象の詳細は、セクション III に記載された項目「補償内容に関する説明」をご参照ください。

補償内容 補償額は、お選びになったプランにより異なります。		プラン エコノミー	プラン エコノミープラス	プラン ファーストクラス
保険事故ごとの自己負担額		25 ユーロ	なし	なし
2.1.1	セクション III 1.2 に記載された治療費規定に基づく外来治療	100 %	100 %	100 %
2.1.2	保険事故 1 件あたり、セクション III 1.2 に記載された治療費規定に基づく鎮痛歯科治療	250 ユーロ	500 ユーロ	100 %
2.1.3	薬や包帯等	100 %	100 %	100 %
2.1.4	放射線、光やその他の物理的治療	100 %	100 %	100 %
2.1.5	マッサージ、バック、吸入剤および理学療法	補償範囲外	補償範囲外	100 %
2.1.6	事故の後の補助器材	100 %	100 %	100 %
2.1.7	眼鏡等	補償範囲外	補償範囲外	200 ユーロ
2.1.8	放射線診断	100%	100%	100%
2.1.9	手術	100 %	100 %	100 %
2.1.10	オプションサービス(民間保険治療)なしの一般病棟(相部屋)での入院治療	100 %	100 %	100 %
2.1.11	リハビリテーション	補償範囲外	100 %	100 %
2.1.12	保険年度ごとのがん早期発見のための検診	補償範囲外	補償範囲外	200 ユーロ
2.1.13	外来患者の精神分析や心理療法に基づく治療(保険年度ごとに最大 5 回)	補償範囲外	500 ユーロ	1.000 ユーロ
2.2.1	保険年度ごとの事故が原因の義歯	補償範囲外	500 ユーロ	2.000 ユーロ
2.2.2	保険年度ごとに請求額の 50% が補助される義歯	補償範囲外	補償範囲外	2.000 ユーロ
2.3.1	妊娠における治療および未熟児の治療	補償範囲外	100 %	100 %
2.3.2	保険年度ごとの妊娠検査 助産師による出産(検査と治療費を含む)	補償範囲外	100 %	100 %
2.4.1	病院での治療のための救急車による搬送	100 %	100 %	100 %
2.4.2	医学的に合理的な患者の送還	100 %	100 %	100 %
2.4.3	患者の送還のための同伴者	補償範囲外	100 %	100 %
2.5	母国への送還またはドイツ連邦共和国における葬儀	10.000 ユーロ	10.000 ユーロ	100 %
2.6	14 日以上入院における病人の見舞い	補償範囲外	500 ユーロ	1.000 ユーロ
2.7	搬送可能となるまでの延長責任	100 %	100 %	100 %

## セクション II - 一般規定

### 1. 保険契約者、被保険者および保険加入条件

- 1.1 保険契約者とは、当社と保険契約を交わした自然人または法人のことで、被保険者とは、保険料を支払った、保険契約において指定された人のことです。被保険者の新生児は、出産の完了まで両親のプランの補償対象に含まれるものとします。このための前提条件：
- 誕生した日から 2 か月以内に遡及的に当社で保険に加入すること
  - 保険契約が少なくとも 3 か月前から
  - 継続して存在すること
  - 別の保険による補償が存在しないこと。
- 1.2 申請時点において保険加入可能な方は、60 歳未満かつ外国籍であり、通常外国に居住し、一時的にドイツ連邦共和国または項目 3.1 に記載された国の 1 つを旅行する次のような方です。  
オペア、児童・生徒、語学学校生、大学生、博士課程奨学生、客員研究員、実習生、ボランティア、交換留学生およびワーキングホリデープログラム参加者、または研修プログラム目的の出張を証明できる個人、ならびに旅行者。
- 1.3 次のような方は、保険料の支払いにもかかわらず、保険の対象とはなりません。
- 1.3.1 滞在国において法定健康保険および/または介護保険の義務対象となっている方。
- 1.3.2 継続的に要介護者である方および一般的な生活への参加から長期にわたり除外されている方。これに該当するかの判断には、特にその方の精神状態と生活の客観的状況が考慮されます。要介護者とは、日々の生活において他人の扶助を必要とする方のことです。
- 1.3.3 プロのスポーツ選手として活動されている方。
- 1.4 項目 1.1 と 1.2 に記載された前提条件を満たしていない方は、保険料をお支払いいただいたとしても、保険契約は成立しません。それにもかかわらず保険料が支払われた場合には、保険料は支払いを行った方に帰属します。

### 2. 保険契約と保険適用の締結、開始、期間および終了

#### 2.1 保険契約の締結と開始

- 2.1.1 保険契約の締結はいつでも申請することができます。申請には、残りの滞在期間をすべて含めてください。
- 2.1.2 保険契約は、このための事前の申請が当社で正しく行われ、かつ当社からお客様に保険契約の確認書をお送りすることをもって成立します。正しく記入された申請書とは、必要なデータが明確かつ完全に含まれているものです。
- 2.1.3 項目 2.1.1 および 2.1.2 に記載された前提条件を満たしていない方は、保険料をお支払いいただいたとしても、保険契約は成立しません。この場合は、支払われた保険料は支払いを行った方に帰属します。

#### 2.2 保険による補償の開始

保険による補償は、待機期間終了後の保険証に記載された時点(保険開始)に開始されます。前提条件は、保険契約が締結されていることです。保険による補償の開始や待機期間の終了前に発生した事象は、保険による補償の対象になりません。

#### 2.3 期間

保険は、合意された期間中有効です。最長保険期間は 365 日です。最長保険期間は、以前、当社において同様の保険契約が存在していないことも検討した上で決定されます。

#### 2.4 終了

法律に基づく中途解約権は、本契約の規約の影響を受けません。保険による補償は、保険契約の終了とともに終了します。保険契約は、次の場合、まだ完了していないまたは保留中の保険対象事象に対しても終了します。

- 2.4.1 合意された時点。

- 2.4.2 保険契約者が死亡した場合。被保険者は、死亡後 2 か月以内に新たな保険契約者を指名することで保険契約を継続することができます。
- 2.4.3 保険引き受け可能性の前提条件が満たされなくなった場合。
- 2.4.4 病人を母国へ搬送する場合、母国の最寄りおよび適切な病院へ到着した時。

### 2. 待機期間

保険による補償に待機期間が設定されている場合は、保険開始から計算されます。後に特別な待機期間が指定されていない限り、一般の待機期間は 31 日とします。入国後 31 日以内に申請が行われた場合には、一般的な待機期間は適用されません。入国日は当社の求めに応じて証明される必要があります。一般的な待機期間は、お客様の命にかかわる事故や医療援助の場合にも適用されません。入国後、保険開始まで中断なく同様の保険契約が締結されていたことを証明できる場合には、その期間が待機期間から差し引かれます。セクション III 3 (保険の適用制限)に基づく補償制限および特別な待機期間は、引き続き無制限に適用されます。

### 3. 保険の適用範囲

- 3.1 保険による補償は、ドイツでの一時的滞在、欧州連合の国(シェンゲン協定加盟国)、アンドラ、モナコ、サンマリノ、バチカン市国への一時的な旅行が対象となり、母国への旅行はその対象とはなりません。この条件における母国とは、ドイツでの一時滞前に定住していた場所です。
- 3.2 保険契約が 5 か月にわたる場合、項目 3.1 とは別に、自国への一時的帰国の際にも保険による補償は存在します。母国における保険による補償は、母国における全滞在期間に対して最大 6 週間に制限されています。

### 4. 保険料の支払い時に何に注意する必要がありますか？

#### 4.1 保険料額

被保険者ごとの保険料は保険料一覧に規定されています。

#### 4.2 保険料の第一回目または一度限りの支払い

- 4.2.1 第一回目または一度限りの保険料は、契約開始時に満期となります。
- 4.2.2 保険料の第一回目または一度限りの支払いが期限までに行われなかった場合、不払いや支払いの遅延がお客様の責任でない場合を除き、保険開始時点から補償はされません。しかし、支払いの遅延がお客様の責任である場合、保険による補償は支払いとともに開始されます。
- 4.2.3 また、保険料が支払われない限り、当社は契約を解除することができます。不払いがお客様の責任でない場合、解約は行われません。

#### 4.3 2 回目以降の保険料の支払い

- 4.3.1 2 回目以降の保険料が期限まで支払われない場合、当社はお客様に督促状を送付し、2 週間の支払期間を設定します。
- 4.3.2 支払期間が経過しても支払が行われない場合、督促に明記されている場合には、当社は契約を解除することができます。当社が契約の解除通告を行った場合であっても、お客様が督促金額を解除通告受領後一か月以内に支払う場合、契約は存続します。ただし、支払期限が経過してから支払いまでの間に発生した、保険補償の対象となる事故では、保険による補償はありません。

#### 4.4 保険料の引き落とし

保険料の引き落としは、指定された口座から、保険証の発行後直ちに行われます。保険料の引き落としが即日可能で、お客様による引

き落としに対する異議がない場合、支払いは期限内に支払われたとみなされます。

お客様の過失によらず、当社が保険料を引き落とせなかった場合、当社の書面による督促後に支払いが行われた場合、支払いは期限内とみなされます。

## 5. 保険金支払い時に注意することは何ですか？

### 5.1 支払期限

保険および保険料支払いの証明が提出されており、当社が保険金の支払義務と補償額を確定した場合、当社は遅くとも2週間以内に支払いを行います。

支払義務が確認されているにもかかわらず、補償額が損害報告の1か月を過ぎても確定されない場合、当社は合理的な額の前払い金を支払います。

保険事故に関連して、お客様に対して公式の聴き取りや刑事訴訟が開始されている場合には、当社は、これらの訴訟が完全に終了するまで補償の支払いを延期することができます。

### 5.2 外貨による費用

当社は、領収書が提出された日のユーロに対する為替レートで発生した費用を換算します。これには、領収書に対する支払いにおいてより不利な為替レートが適用された場合を除き、公式の為替レートが適用されます。

当社は、海外への送金またはお客様のご要望により特殊な送金方法を選択することにより発生する追加費用を補償額から差し引くことができます。

## 5.3 他の保険契約に基づく補償

保険事故が、他の保険契約によって補償可能な場合は、他の契約は本契約よりも優先されます。保険事故が当社に先に報告された場合には、当社は補償の支払いを行います。他の保険会社に対し費用負担に関して直接問い合わせを行います。

## 6. どの法律が適用され、いつ法律契約から生じる請求権が無効となりますか？

### 規定の対象となるのは誰ですか？

これらの規定に加えて、国際法がそれらに矛盾しない限り、ドイツ保険契約法(VVG)およびドイツの基本法が適用されます。この保険契約から生ずる請求権は3年をもって無効となります。時効は、補償の請求が可能となった年末を基準として計算されます。補償の請求がお客様から提出された場合、時効は、当社の決定が書面で届いた時点を基準として計算されます。

保険契約のすべての条項は、被保険者に対しても適用されます。

## 7. 相殺

当社の請求に対しては、それに対する請求が異議のないものかつ法的拘束力のある場合のみ相殺することが可能です。

## 8. 通知するときに注意することは何ですか？

当社に対する通知と宣言は、保険証に記載された宛先に文書で送付する必要があります。契約の言語はドイツ語です。

## セクション III - 補償内容に関する説明

### 1. 保険の範囲

1.1 保険事故とは、病気または事故によって医学的な治療が必要とみなされる場合です。保険事故は治療とともに開始となります。また、医学的所見に基づき、治療がもはや必要でなくなった場合に終了となります。治療を、それまで行われていたものとはその原因において関連の無い病気や事故による負傷に拡張する必要がある場合、それは新たな保険事故として扱われます。保険事故には、被保険者の死亡、妊娠中に発生する問題に対する医学的に必要である治療、妊娠36週目までの早産、流産、契約開始時には治療の必要性がなかった、医学的に必要な中絶、および外来による予防検診が該当します。

1.2 ご滞在中は、滞在国における認定を受けた医師、歯科医師や病院の選択はお客様の自由です。病院は、常に医師による監督下となっている必要があります。また、十分な診断および治療施設を有しており、患者の病歴を管理している必要があります。これらの病院は、ケアや療養所を運営したり、回復期の患者を引き受けることはできません。発生した費用は、項目2(補償内容)により、当社が補償します。

1.2.1 ドイツでは、必要な治療に発生した医療費は、ドイツにおける適切な治療費(GOÄ)および歯科治療費(GOZ)のいわゆるしきい値まで、当社が負担します。補償には次のいわゆるしきい値が適用されます。

- GOZに基づく規定料金の2.3倍、
- GOÄおよび、GOÄの437番およびセクションM(臨床検査サービス)に基づく規定料金の1.15倍、
- セクションA、E、および0(技術サービス)に基づき規定料金の1.8倍、
- 他のすべてのサービスに関してはGOÄの2.3倍。

ファーストクラスのプランを契約された方には、GOÄおよびGOZに基づく最高額が負担されます。

1.2.2 ドイツ国外においては、公的に有効な料金がある場合にはそれに従って、またはその土地に特有の料金に従って、必要な治療に発生した医療費を当社が負担します。

1.3 西洋医学によって完全にまたは大体において認知されている検査法または治療法および医薬品についてのみ、当社は給付します。また、西洋医学の方法または医薬品を自由に使用できないという理由で、実際に同様の効果を期待できると評価されたか臨床応用を目的とする方法および医薬品について給付を行います(特別な治療方針をもとにした治

療および処方、ホメオパシー、アントロポゾフィー医学および薬草療法など)。ただし当社は、現在の西洋医学の方法または医薬品の場合に発生するであろう金額にまで補償額を減額できるものとします。

### 2. 補償内容

補償対象となる事故では、当該事故がお客様がお選びになった契約で補償されていて、かつ補償対象となる事故が保険による補償の開始後および待機期間の経過後に発生した限りにおいて、当社は後述する補償を提供します。これに関する概要は、本保険規約のセクションIをご参照ください。

プランにおいて補助資材が補償の対象となっている場合、補助資材には次にあげるものが含まれます。包帯、トラス、インソール、松葉杖や圧迫ストッキング、補聴器、矯正スプリント、義肢/補綴、ベッドおよびシートシェル、車椅子、呼吸モニター、点滴ポンプ、吸入装置、酸素機器、幼児のための監視モニター、整形外科用胴体、腕と脚支持装置および通話機。

#### 2.1 治療費

この規約における治療とは、医学的に必要な

2.1.1 外来治療のことです。

2.1.2 歯科医によって行われる、または処方される、簡易な充填および既存義歯の修理を含む鎮痛および保存を目的として歯科治療、ならびに痛みが発生している場合に延期できないブラケット(リテーナ)の修理と調整。

2.1.3 医師によって処方された薬や包帯等(食品や強壮剤および化粧品などは、医師によって処方されたとしても薬には含まれません)。

2.1.4 医師によって処方された放射線、光やその他の物理的治療、

2.1.5 医学的に処方されたマッサージ、医療パック、吸入および理学療法、

2.1.6 事故の結果として始めて必要となった、および事故後の処置に使用される、医師によって処方された補助機器、

2.1.7 6か月の待機期間後の、視力が少なくとも0.5(ディオプター)以上変化した場合の視覚補助具。

2.1.8 放射線診断、

2.1.9 緊急手術、

2.1.10 オプションサービス(民間保険治療)なしの一般病棟(相部屋)での緊急入院治療、

2.1.11 医学的に必要なリハビリテーション、

- 2.1.12 6か月の待機期間後の、ドイツにおける法定プログラムに基づくがんの早期発見のための検診、
- 2.1.13 外来での精神分析や心理療法による治療。

## 2.2 義歯に対する補償

このプランにおける義歯には、継続歯、インレー、クラウン、ブリッジ、歯列矯正治療、機能分析および機能治療サービスとインプラント歯科サービスが含まれます。

- 2.2.1 当社は、保険対象期間中の事故に基づき初回に必要な歯科治療費を補償します。
- 2.2.2 6か月の待機期間後の簡単な形態の医療として必要な義歯の請求額の50%を補償します。

## 2.3 妊娠中および出産時の補償

- 2.3.1 当社は、疾患により引き起こされる医療として必要な妊娠時の治療、妊娠36週目の最終日までの分娩（早産）、流産に対する治療、および医療として必要な妊娠中絶の費用を補償します。これには、保険契約の開始時点において治療の必要性がなかったことが前提条件となります。
- 2.3.2 保険契約の開始時にまだ妊娠していなかった場合、当社は、妊娠中の検査および出産の費用を補償します。出産費用は、8か月の待機期間経過後すぐに保証されます。助産婦による適切な検査費および治療費の補償は、費用が同時に医師によって考慮に入れられない場合に限り、対象となります。

## 2.4 交通費

- 2.4.1 当社は、入院または外来による治療で最も近い適切な病院への、およびその病院から宿泊所への患者輸送費を補償します。
- 2.4.2 当社は、帰還輸送が医療として意義があり是認できる限りにおいて、最も近い適切な病院から居住地への帰還輸送にかかるその他費用を補償します。
- 2.4.3 当社は、同行が医療として必要か、当局による指示があるか、輸送業者による指示がある限りにおいて、同行者および場合によっては必要な医師同行の費用も補償します。

## 2.5 送還および葬儀費用

当社は、被保険者が死亡した場合に死亡者の本国への移送によって発生する必要なその他費用を補償し、または移送時に発生するであろう必要経費の額を最大限としてドイツにおける葬儀費用を負担します。

## 2.6 病人の見舞い

被保険者の病院滞在が14日間を超えることが確実な場合、当社は、希望に応じて被保険者と親しい人物の滞在病院までの移動とそこから居住地まで戻る移動について手配し、往復の移動で使用した輸送手段の適切な費用を負担します。ただし、身内の方の到着時に入院が終了していないことが前提条件となります。

## 2.7 拡張責任

紹介された輸送手段が原因で帰宅が不可能であるために罹病が保険による補償の終了を超えて治療を必要とする場合、当該輸送手段の復旧まで運賃の範囲内において、当社の補償義務は存続します。

## 3 保険の適用制限

### 3.1 免責金額および補償制限

- 3.1.1 エコノミープランでは補償対象となる事故ごとの免責金額は25ユーロとなります。
- 3.1.2 治療が医学的に必要である範囲を超えた場合、または治療費が現地における通常のレベルを超えた場合、Advigonは、補償を適切なレベルに減額することができます。

### 3.2 補償が行われない場合

当社は次の場合に補償を行いません。

- 3.2.1 お客様が保険事故を故意に発生させた場合や、その原因や補償額に影響する重要な事象に関して虚偽行為を行った場合。
- 3.2.2 旅行実施の唯一、あるいは複数の内一つの目的が治療であった場合。
- 3.2.3 治療およびその他医師に指示された処置について、被保険者に対するそれらの必要性が合意の適用範囲における滞在前または保険締結の時点で既知であったもの、または被

保険者にとり既知の状況によりそれらを考慮すべきであった場合。

- 3.2.4 このような疾患とその結果について予測可能な戦争や暴動への積極的な参加によって引き起こされた、明示的に保険の適用範囲に含まれていなかった病気、病気および事故の後遺症。予測可能な戦争や暴動とは、渡航前に、ドイツ連邦共和国の外務省が該国への渡航に対し警告を発していた場合です。
- 3.2.5 クアや療養所における治療。これは、治療が重度の脳卒中、重度の心臓発作または重度の骨格疾患(椎間板手術、股関節プロテーゼ)による保険適用の入院による治療後に行われ、救急病院での滞在を短縮させる目的であり、補償が保険会社によって書面により同意されていた場合にはこの限りではありません。
- 3.2.6 依存症クアを含む依存症治療、
- 3.2.7 スパやクアでの外来治療。これは、その場所で発生した事故によって治療が必要となった場合、スパやクアにクアの目的でなく一次的に滞在した場合には、この制限は適用されません。
- 3.2.8 配偶者、親、子供、または自分の家族やホストファミリーに同居している方による治療。実費が発生した場合には、プランに基づく負担が行われます。
- 3.2.9 このような疾患とその結果について、原子力エネルギーや当局による行為によって引き起こされた病気、病気および事故の後遺症、
- 3.2.10 虚弱、介護状態や拘留による治療や宿泊施設。
- 3.2.11 催眠、精神分析と心理療法の治療（プランに異なる規定がない場合）、
- 3.2.12 義歯、継続歯、インレー、クラウン、ブリッジ、歯列矯正治療、予防措置、噛み合わせ用マウスピースおよびリテーナー、機能分析および機能治療サービスとインプラント歯科サービス（プランに異なる規定がない場合）、
- 3.2.13 予防接種、
- 3.2.14 不妊治療、体外受精を含む生殖器官の障害と疾患の治療および予防検診と継続治療、
- 3.2.15 自殺、自殺未遂やその後遺症。
- 3.2.16 臓器提供とその後遺症。

## 4. 義務と義務違反の結果

### 4.1 費用を低減する義務

お客様には、損害を最小限に抑え、不必要な費用の増加を回避する義務があります。当社が帰還輸送を病気の種類およびその治療の必要性に応じて認める場合、お客様は、輸送手段がある場合の居住地または居住地に最も近い適切な病院への帰還輸送にご同意いただく必要があります。

### 4.2 報告義務

お客様は、当社が送付した通知書にありのまま記入し、遅滞なくご返送いただく必要があります。当社が必要であるとみなす限りにおいて、お客様は、当社が委任した医師の診察を受ける義務を有します。

### 4.3 証明義務

お客様は、提出をもって当社の所有物となる以下の証明書をご提出いただく必要があります。

- 4.3.1 治療を受けた方の名前、病名、治療者によって提供されたサービスのタイプ、場所および治療期間を含む請求書原本。本契約の他に治療費に適用される保険がある場合、その保険が先に適用されます。その場合は、保険が適用された旨が記載された請求書のコピーを提出していただくだけで十分です。
- 4.3.2 処方箋と治療費の請求書、薬剤および補助器具の請求書および処方箋。
- 4.3.3 送還に対する補償を利用する場合は、予定された帰国によって発生するであろう費用金額の証明。さらに、送還が医学的に妥当であることの詳細な理由説明を含む、外国の担当医による診断書を提出する必要があります。
- 4.3.4 搬送費または葬儀費が支払われる場合、公式の死亡証明書と死亡原因の診断書。

- 4.3.5 入手がお客様に対して正当に要求されるべき場合、補償義務の検査のために当社が要求するその他の通知および証明書（入国日に関する証明など）。

#### **4.4 第三者に対する賠償請求権を保護する義務**

- 4.4.1 お客様が第三者に対して賠償請求権を有する場合、当社が損害を弁償する限りにおいて、この請求権は当社に移行します。お客様は、賠償請求権またはその請求権を保護する権利のために、形式と期限に関する規定を遵守し、必要に応じて、請求権の行使を支援する必要があります。お客様と同じ世帯で生活を共にしている方に対する損害賠償請求は、その方が意図的に損害を引き起こした場合を除き、委任することができません。
- 4.4.2 高額の報酬で行われた処理に対するお客様の請求権は、当社がその費用を代わりに支払った場合、法的範囲において当社に移行します。お客様は、必要に応じて、請求権の行使を支援する義務があります。

#### **4.5 義務を遵守しない場合の帰結**

お客様が上記の義務を怠った場合には、当社には補償の支払い義務がありません。義務の履行において重大な過失があった場合には、当社は、その責任の重大性に応じて補償を減額する権利を有します。お客様が重大な過失が無かったことを証明できる場合には、補償は影響を受けません。

旅行保険に関する保険規約

VB-RS 2018 (SFE4-D)

当社は、ハンブルクに拠点を置く HanseMerkur Reiseversicherung AG です。当社との保険契約を締結したお客様は、当社との契約相手であり、保険契約者と呼ばれます。

ご自身を被保険者としている場合は、保険契約者は同時に被保険者となります。または他の方を被保険者とすることも可能です。本保険規約において「お客様」と記述する場合、これには他の被保険者も含まれます。

セクション I - 補償の概要

保険による補償内容および対象となる事象の詳細は、セクション III に記載された項目「補償内容に関する説明」をご参照ください。

NFV 緊急時保険の補償内容	プラン	プラン	プラン
	エコノミー	エコノミープラス	ファーストクラス
<b>1.1 病気/事故および死亡の場合</b>			
1.1.1 病院に対する費用負担宣言(貸付)	補償範囲外	15,000 ユーロ	15,000 ユーロ
1.1.2 救急車による搬送	補償範囲外	2,500 ユーロ	2,500 ユーロ
1.1.3 荷物の返送	補償範囲外	100 %	100 %
1.1.4 帰国のための旅費	補償範囲外	1,500 ユーロ	2,500 ユーロ
<b>1.2 旅行の中断または帰国の遅延 (追加費用に対する貸付)</b>			
1.2.1 病気、事故または死亡	補償範囲外	100 %	100 %
1.2.2 誘拐	補償範囲外	15,000 ユーロ	15,000 ユーロ
<b>1.3 旅行者探しのための広報</b>			
	補償範囲外	100 %	100 %
<b>1.4 訴追の場合</b>			
1.4.1 取監および収監の可能性がある場合のサポート(貸付)	補償範囲外	2,500 ユーロ	2,500 ユーロ
1.4.2 保釈のための貸付	補償範囲外	15,000 ユーロ	15,000 ユーロ
<b>1.5 現金等や書類の紛失</b>			
1.5.1 旅行資金の紛失(貸付)	補償範囲外	2,500 ユーロ	2,500 ユーロ
1.5.2 クレジットカードや EC または Maestro カード紛失時のサポート	補償範囲外	100 %	100 %
1.5.3 渡航書類の紛失	補償範囲外	100 %	100 %
<b>1.6 旅程変更/遅延の際のサポート</b>			
	補償範囲外	100 %	100 %

セクション II - 一般規定

1. 保険契約者、被保険者および保険加入条件

- 1.1 保険契約者とは、当社との保険契約を締結した自然人または法人です。被保険者とは、保険料を支払った、保険契約において指定された人のことです。
- 1.2 申請時点において保険加入可能な方は、60 歳未満かつ外国籍であり、通常外国に居住し、一時的にドイツ連邦共和国または項目 3.1 に記載された国の 1 つを旅行する次のような方です。  
オペア、学生、語学生、大学生、奨学金を受け取る大学院生、研究員、インターン、ボランティアとしての支援者、交換留学生およびワーキングホリデープログラムへの参加者、または研修の目的を証明できる方、そして観光客。
- 1.3 次のような方は、保険料の支払いにもかかわらず、保険の対象とはなりません。  
1.3.1 継続的に要介護者である方および一般的な生活への参加から長期にわたり除外されている方。これに該当するかの判断には、特にその方の精神状態と生活の客観的状況が考慮されます。要介護者とは、日々の生活において他人の扶助を必要とする方のことです。  
1.3.2 プロのスポーツ選手として活動されている方。
- 1.4 項目 1.1 と 1.2 に記載された前提条件を満たしていない方は、保険料をお支払いいただいたとしても、保険契約は成立しません。それにもかかわらず保険料が支払われた場合には、保険料は支払いを行った方に帰属します。

2. 保険契約と保険適用の締結、開始、期間および終了

2.1 保険契約の締結と開始

- 2.1.1 保険契約の締結はいつでも申請することができます。申請には、残りの滞在期間をすべて含めてください。
- 2.1.2 保険契約は、正しく記入された所定の申請書が当社まで届き、当社が保険に対する証明書を発送することで成立します。正しく記入された申請書とは、必要なデータが明確かつ完全に含まれているものです。
- 2.1.3 項目 2.1.1 および 2.1.2 に記載された前提条件を満たしていない方は、保険料をお支払いいただいたとしても、保険契約は成立しません。この場合は、支払われた保険料は支払いを行った方に帰属します。

2.2 保険による補償の開始

保険による補償は、待機期間終了後の保険証に記載された時点(保険開始)に開始されます。前提条件は、保険契約が締結されていることです。保険による補償の開始や待機期間の終了前に発生した事象は、保険による補償の対象なりません。

2.3 期間

保険は、合意された期間中有効です。最長保険期間は 5 年間です。最長保険期間は、以前、当社において同様の保険契約が存在していないことも検討した上で決定されます。

2.4 終了

法律に基づく中途解約権は、本契約の規約の影響を受けません。保険による補償は、保険契約の終了とともに終了します。保険契約は、次の場合、まだ完了していないまたは保留中の保険対象事象に対しても終了します。

- 2.4.1 合意された時点。

- 2.4.2 保険契約者が死亡した場合。被保険者は、死亡後 2 か月以内に新たな保険契約者を指名することで保険契約を継続することができます。
- 2.4.3 保険引き受け可能性の前提条件が満たされなくなった場合。
- 2.4.4 病人を母国へ搬送する場合、母国の最寄りおよび適切な病院へ到着した時。

### 3. 保険の適用範囲

保険による補償は、ドイツでの一時的滞在、欧州連合の国(シェンゲン協定加盟国)、アンドラ、モナコ、サンマリノ、パチカン市国への一時的な旅行が対象となり、母国への旅行はその対象とはなりません。この条件における母国とは、ドイツでの一時滞在前に定住していた場所です。

### 4. 保険料の支払い時に何に注意する必要がありますか？

#### 4.1 保険料額

被保険者ごとの保険料は保険料一覧に規定されています。

#### 4.2 保険料の 1 回目のまたは一括での支払い

- 4.2.1 保険料の 1 回目のまたは一括での支払いは保険開始時に支払う必要があります。
- 4.2.2 保険料の 1 回目または一括での支払いが期限までに行われない場合、不払いや支払いの遅延がお客様の責任でない場合を除き、保険開始時点から補償はされません。しかし、支払いの遅延がお客様の責任である場合、保険による補償は支払いとともに開始されます。
- 4.2.3 また、保険料が支払われない限り、当社は契約を解除することができます。不払いがお客様の責任でない場合、解約は行われません。

#### 4.3 2 回目以降の保険料の支払い

- 4.3.1 2 回目以降の保険料が期限までに支払われない場合、当社はお客様に督促状を送付し、2 週間の支払期間を設定します。
- 4.3.2 支払期間が経過しても支払が行われない場合、督促に明記されている場合には、当社は契約を解除することができます。
- 4.3.3 当社が契約を解除した場合、お客様が契約解除を受領後 1 か月以内に督促と受けた金額を支払った場合、契約は継続されます。ただし、支払期間の終了後と支払い間に発生した保険対象事象は、補償の対象とはなりません。

#### 4.4 保険料の引き落とし

保険料の引き落としは、指定された口座から、保険証の発行後直ちに行われます。保険料の引き落としが即日可能で、お客様による引き落としに対する異議がない場合、支払いは期限内に支払われたとみなされます。

お客様の過失によらず、当社が保険料を引き落とせなかった場合、当社の書面による督促後に支払いが行われた場合、支払いは期限内とみなされます。

### 5. 保険金支払い時に注意することは何ですか？

#### 5.1 支払期限

保険および保険料支払いの証明が提出されており、当社が保険金の支払義務と補償額を確定した場合、当社は遅くとも 2 週間以内に支払いを行います。

支払義務が確認されているにもかかわらず、補償額が損害報告の 1 か月を過ぎても確定されない場合、当社は合理的な額の前払い金を支払います。

保険事故に関連して、お客様に対して公式の聴き取りや刑事訴訟が開始されている場合には、当社は、これらの訴訟が完全に終了するまで補償の支払いを延期することができます。

#### 5.2 外貨による費用

当社は、領収書が提出された日のユーロに対する為替レートで発生した費用を換算します。これには、領収書に対する支払いにおいてより不利な為替レートが適用された場合を除き、公式の為替レートが適用されます。

当社は、海外への送金またはお客様のご要望により特殊な送金方法を選択することにより発生する追加費用を補償額から差し引くことができます。

#### 5.3 他の保険契約に基づく補償

保険事故が、他の保険契約によって補償可能な場合は、他の契約は本契約よりも優先されます。保険事故が当社に先に報告された場合には、当社は補償の支払いを行います。他の保険会社に対し費用分担に関して直接問い合わせを行います。

### 6. どの法律が適用され、いつ法律契約から生じる請求権が無効となりますか？

#### 規定の対象となるのは誰ですか？

これらの規定に加えて、国際法がそれらに矛盾しない限り、ドイツ保険契約法(VVG)およびドイツの基本法が適用されます。この保険契約から生ずる請求権は 3 年をもって無効となります。時効は、補償の請求が可能となった年末を基準として計算されます。補償の請求がお客様から提出された場合、時効は、当社の決定が書面で届いた時点に基づいて計算されます。

保険契約のすべての条項は、被保険者に対しても適用されます。

### 7. 相殺

当社の請求に対しては、それに対する請求が異議のないものかつ法的拘束力のある場合にのみ相殺することが可能です。

### 8. 通知するときに注意することは何ですか？

当社に対する通知と宣言は、保険証に記載された宛先に文書で送付する必要があります。契約の言語はドイツ語です。

## セクション III - 補償内容に関する説明

(選択された保険適用範囲に応じて)

## 緊急時保険

### 1. お客様の緊急時保険にはどのような補償が含まれますか？

保険事故が発生した場合(項目 2.を参照)には、セクション I に記載された額までの補償が行われます。

#### 1.1 病気/事故と死亡時の補償

##### 1.1.1 費用引き受けに関する説明

民間医療保険や公的医療保険の適用が利用できない事象が発生した場合、当社の緊急サービスが病院に対し費用引き受け保証を行います。費用引き受け保証は、被保険者に対する貸付の形で合意された額まで行われます。このためには、被保険者の ID カードまたはパスポートのコピーが当社の緊急サービスに提出される必要があります。当社によって支払われた費用は、保険契約者または被保険者は請求書の発行から 1 か月以内に返済する必要があります。

##### 1.1.2 患者の搬送

ドイツ連邦共和国国内において保険事故が発生し、少なくとも 5 日の入院が必要となる場合、希望される場合、かつ搬送が

可能であることが確認された場合には、当社は、被保険者の滞在地から居住地または最寄りの病院までの医学的に適切な手段による搬送を手配することができます。当社は、本来の旅費と比較し発生した追加費用を、セクション I に記載された金額まで補償します。

1.1.3 当社は、さらに、被保険者であるすべての大人が搬送されたまたは死亡した場合に、手荷物の回収を手配し、その費用を負担します。

##### 1.1.4 帰国のための旅費

当社は、セクション I に記載された保険年度あたりの費用に基づき、非保険者が渡航先に到着した後で、身内に重病人、事故による命にかかわる状態、または死亡が発生した、またはそれらが医師により診断された場合、かつ本来のチケットがそのために使用できない、または変更できない場合、一般クラスの列車乗車券またはエコノミークラスの低価格チケット等の方法での母国への帰国費用を片道として負担します。これは、保険開始から計算した場合の 12 か月が基準となります。被保険者の身内には、配偶者、未婚の場合でも婚姻に値するパートナー、子供、親、養親、継父母、兄弟姉妹、祖



父母、孫、義父母、義理の息子・娘、義理の兄弟姉妹が含まれます。

当社は、そのような緊急の帰国を行った被保険者の滞在先への再渡航に対し、本来の帰国までの日数が30日を超えること、または被保険者が就学の継続のための試験等の理由から渡航先へ戻る必要がある場合にのみ、一般クラスの列車乗車券またはエコノミークラスの低価格チケット等の方法による片道費用を負担します。当社は、帰国のためのチケットが緊急の帰国のために使用された、または変更された場合に、最終の母国への帰国費用を負担します。

## 1.2 旅行の中断または帰路の遅延に対する補償

当社は、被保険者が旅行を次にあげる理由により予定通りに完了することができない場合、帰路を手配し、本来の旅程に対し発生した追加費用を貸付けます。貸付のためには、被保険者の ID カードまたはパスポートのコピーが当社の緊急サービスに提出される必要があります。貸付金は、旅程の終了後 1 か月以内に一括で当社に返済する必要があります。

### 1.2.1 病気、事故や死亡による旅程の中断/帰路の手配

項目 1.2 に基づく補償の対象となるのは、被保険者および同行者の予期せぬ深刻な病気、重大な事故または死亡です。

### 1.2.2 誘拐による旅程の中断/帰路の手配

当社は、被保険者または同伴者の誘拐においては、項目 1.2 に規定された補償に基づき、セクション II に記載された額までの貸付を行います。

## 1.3 旅行者探しのための広報

旅行中に被保険者と連絡が取れない場合、当社は人探しの広報(ラジオ等)を手配し、その費用を負担します。

## 1.4 刑事訴追

当社は、以下の費用に対し、セクション I に記載された額までの貸付を行います。貸付金は、お客様または被保険者によって、当局や裁判所による償還後直ちに、遅くとも支払い後3か月以内に返済される必要があります。

### 1.4.1 収監および収監の可能性がある場合のサポート

被保険者が収監または収監される可能性がある場合、当社は弁護士および/または通訳の手配を支援します。当社は、これに関連して発生する裁判所、弁護士や通訳費用を、合意された金額まで貸し付けます。

### 1.4.2 保釈のための貸付

当社は、当局によって要求される保釈金を、合意された金額まで貸し付けます。

## 1.5 現金等や書類の紛失

### 1.5.1 旅行資金の紛失

被保険者が窃盗、強盗やその他の紛失によって支払い困難に陥った場合、当社は、緊急サービスを通じてご利用の銀行への連絡を行います。当社は、必要に応じてご利用の銀行から提供された資金の被保険者への送金を支援します。ご利用の銀行への連絡が24時間以内に可能でない場合、当社は、緊急サービスを通じて被保険者に対し、IDカードまたはパスポートの呈示によってセクション I に記載された額までの貸付を行います。この貸付金は、旅程の終了後1か月以内に一括で当社に返済する必要があります。

### 1.5.2 クレジットカードや EC または Maestro カード紛失時のサポート

クレジットカードやECまたはMaestroの紛失したケースでは、当社は、被保険者がカードの使用を停止するのを支援します。しかし、当社は使用停止が適切に行われたか、また使用停止にもかかわらず発生した金銭的損失について責任を負いません。

### 1.5.3 渡航書類の紛失

渡航書類を紛失した場合には、当社が再発行の支援を行います。

## 1.6 予約変更/遅延

被保険者が、予約した交通機関に乗り遅れたり、予約した交通機関の遅延やキャンセルによって困難に陥った場合、当社は、予約変更の支援を行います。予約変更の費用およびそれによる追加費用は被保険者の負担となります。当社は、計画された旅程の変更に関して、被保険者の要請で第三者に通知します。

## 2. 保険事故となるのはどのようなケースですか？

保険事故とは、旅行中に項目 1 に記載された緊急事態が発生した場合です。当社は、グローバルな緊急サービスによって、旅行中に被保険者に対して発生する項目 1 に記載された緊急事態において支援します。

## 3. 保険事故において注意することは何ですか(義務)？

### 3.1 当社が全世界に展開する緊急サービスへの連絡

当社が完全な補償を行うための前提条件は、被保険者または被保険者によって委託された方が、電話等の方法で、損害を受けた事象を当社が全世界に展開している緊急サービスに報告することです。このための連絡は直ちに行う必要があります。電話番号は、ご契約文書の「損害発生時の重要な注意事項」または当社ウェブサイト [www.hansemerkur.de](http://www.hansemerkur.de) の「Reise-Notruf-Service」でご確認いただけます。

### 3.2 損害を軽減する義務

損害を最小限に抑え、不必要な費用の増加を回避してください。不明な場合は、お気軽にお問い合わせください。

### 3.3 損害の報告義務

お客様または被保険者は、損害の事象に関するすべての情報を正確かつ完全に提供する必要があります。当社によってさらに要求された証拠文書および関連情報も同様に提供する必要があります。

### 3.4 第三者に対する賠償請求権を保護する義務

お客様や被保険者に第三者に対する賠償請求権がある場合、当社が損害に対する補償を行う限りにおいて、その請求権は当社に移譲されます。移譲された請求権は、お客様に不利になるように請求することはできません。お客様は、賠償請求権またはその請求権を保護する権利のために、形式と期限に関する規定を遵守し、必要に応じて、その請求権の行使を支援する必要があります。お客様と同じ世帯で生活を共にしている方に対する損害賠償は、その方が意図的に損害を引き起こした場合を除き、請求することができません。

### 3.2 義務を遵守しない場合の帰結

お客様が上記の義務を怠った場合には、当社には補償の支払い義務がありません。義務の履行において重大な過失があった場合には、当社は、その責任の重大性に応じて補償を減額する権利を有します。お客様が重大な過失が無かったことを証明できる場合には、補償は影響を受けません。



本社:

Siegfried-Wedells-Platz 1 • 20354 Hamburg

旅行保険に関する保険規約

VB-RS 2018 (SFE5-D)

当社は、ハンブルクに拠点を置く HanseMerkur Reiseversicherung AG です。当社との保険契約を締結したお客様は、当社との契約相手であり、保険契約者と呼ばれます。

ご自身を被保険者としている場合は、保険契約者は同時に被保険者となります。また他の方を被保険者とすることも可能です。本保険規約において「お客様」と記述する場合、これには他の被保険者も含まれます。

セクション I - 補償の概要

以下に挙げるの保険は、お客様によって選択された保険の適用範囲に含まれている場合にのみ有効です。保険による補償内容および対象となる事象の詳細は、セクション III に記載された項目「補償内容に関する説明」をご参照ください。

HAFT 賠償責任保険の補償内容		
1.1	責任の調査および正当な請求に対する補償	
1.2	支払われるべき年金に対する補償	
1.3	訴訟費用	
保険の対象となる事象 お客様が引き起こした損害		
2.1	日常生活における責任リスク	3 百万 ユーロ
2.2	保険事故あたりのレンタルした物の損害に対する賠償請求 a) 対象物が不動産 b) 対象物が動産	25.000 ユーロ 10.000 ユーロ
2.3.	ホストファミリーの家庭における損害	10.000 ユーロ
2.4	鍵の紛失	500 ユーロ
2.5	職務上の賠償責任	25.000 ユーロ
自己負担額 項目 2.1、2.2 a)、2.3 および 2.4 のケースにおいては、確定された損害額から 25 ユーロの自己負担額が差し引かれます。項目 2.2 b) および 2.5 のケースでは、確定された損害額の 10%、但至少少なくとも 100 ユーロの自己負担額が差し引かれます。		

UV 旅行傷害保険の補償内容		
補償限度額		
1.1	障害に対する補償	100,000 ユーロ
1.2	死亡の場合	50,000 ユーロ
1.3	救助費用	5,000 ユーロ
1.4	美容整形手術費	5,000 ユーロ

RGV 手荷物保険の補償内容		
適用範囲 保険の適用範囲は世界各地です。定住している自治体内での被保険者の運転、歩行、滞在は旅行とはみなされません。旅行において、到着とともに直ちに手荷物を家屋内へ運ばなかった場合、保険の適用はこの到着とともに終了します。		
保険の対象となる事象		
2.1	他人の手に委ねられた手荷物の損害	
2.2	配達の違い	
2.3	第三者による犯罪行為	
2.4	交通事故における損害	
2.5	火災、爆発または天災によって引き起こされた損傷	
補償限度額		ユーロ
保険事故あたりの最大補償額:		3,000
補償限度 次に記載された物品に関しては、補償は次の合計額に制限されます。		
毛皮、宝飾品、貴金属製アイテム、カメラやビデオカメラ		1,000
コンピュータ機器、電子通信機器、エンターテインメント機器およびそれらの付属品		1,000
ゴルフやダイビング用品、自転車およびそれらの付属品		500
サーフボード、ウィンドサーフィン器材およびそれらの付属品		500
楽器および付属品(私的目的のために携帯する場合)		250
メガネ、コンタクトレンズ、補聴器		250
配達の違いによる買い替え		500
動画、画像、音声およびデータ媒体に関しては、当社は媒体の価値のみを補償します。		
ID カード、パスポート、自動車関連文書およびその他の身分証明書においては、公式の手数料が支払われます。		
保険の対象となる物品 手荷物 手荷物には、旅行に持参する個人として必要である物品、旅行中に取得する土産物や記念品が含まれます。通常仕事のためのみに持参する、または旅行中に取得したものは、保険適用の対象とはなりません。		

スポーツ用品および付属品(ただしエンジンは除く)は、意図された目的に使用されていない場合のみ保険の適用対象となります。

本規約における貴重品には、毛皮、宝飾品、貴金属製アイテム、カメラやビデオカメラ、コンピュータ機器、電子通信機器およびエンターテイメント機器および付属品コンピュータ機器、電子通信機器およびエンターテイメント機器および付属品が含まれます。

#### 保険の適用対象とはならないもの

現金、小切手、チェックカード、クレジットカード、テレフォンカード、証券、チケット、証書およびあらゆるタイプの書類、芸術やコレクションとしての価値を持つ物品、金歯、あらゆる人工補綴物、付属品を含むあらゆる種類の銃器、陸海空を走行、航行、飛行するすべての車両、付属品を含むハンググライダー、グライダー、パラシュート。

#### 自己負担額

コンピュータ機器、電子通信機器およびエンターテイメント機器および付属品の場合、自己負担額は保険事故 1 件につき 100 ユーロとなります。他の物品に関しては、保険事故あたりの自己負担額は 25 ユーロとなります。

## セクション II - 一般規定

### 1. 保険契約者、被保険者および保険加入条件

- 1.1 保険契約者とは、当社との保険契約を締結した自然人または法人です。被保険者とは、保険料を支払った、保険契約において指定された人のことです。
- 1.2 申請時点における保険加入条件は、60 歳未満かつ外国籍であり、通常外国に居住し、一時的にドイツ連邦共和国または項目 3.1 に記載された国の 1 つを旅行する次のような方です。  
オペア、学生、語学生、大学生、奨学金を受け取る大学院生、研究員、インターン、ボランティアとしての支援者、交換留学生およびワーキングホリデープログラムへの参加者、または研修の目的を証明できる方、そして観光客。
- 1.3 次のような方は、保険料の支払いにもかかわらず、保険の対象とはなりません。
  - 1.3.1 継続的に要介護者である方および一般的な生活への参加から長期にわたり除外されている方。これに該当するかの判断には、特にその方の精神状態と生活の客観的状況が考慮されます。要介護者とは、日々の生活において他人の扶助を必要とする方のことです。
  - 1.3.2 プロのスポーツ選手として活動されている方。
- 1.4 項目 1.1 と 1.2 に記載された前提条件を満たしていない方は、保険料をお支払いいただいたとしても、保険契約は成立しません。それにもかかわらず保険料が支払われた場合には、保険料は支払いを行った方に帰属します。

### 2. 保険契約と保険適用の締結、開始、期間および終了

#### 2.1 保険契約の締結と開始

- 2.1.1 保険契約の締結はいつでも申請することができます。申請には、残りの滞在期間をすべて含めてください。
- 2.1.2 保険契約は、正しく記入された所定の申請書が当社まで届き、当社が保険に対する証明書を送送することで成立します。正しく記入された申請書とは、必要なデータが明確かつ完全に含まれているものです。
- 2.1.3 項目 2.1.1 および 2.1.2 に記載された前提条件を満たしていない方は、保険料をお支払いいただいたとしても、保険契約は成立しません。この場合は、支払われた保険料は支払いを行った方に帰属します。

#### 2.2 保険による補償の開始

保険による補償は、待機期間終了後の保険証に記載された時点(保険開始)に開始されます。前提条件は、保険契約が締結されていることです。保険による補償の開始や待機期間の終了前に発生した事象は、保険による補償の対象になりません。

#### 2.3 期間

保険は、合意された期間中有効です。最長保険期間は 5 年間です。最長保険期間は、以前、当社において同様の保険契約が存在していないことも検討した上で決定されます。

#### 2.4 終了

法律に基づく中途解約権は、本契約の規約の影響を受けません。保険による補償は、保険契約の終了とともに終了します。保険契約は、次の場合、まだ完了していないまたは保留中の保険対象事象に対しても終了します。

- 2.4.1 合意された時点。

- 2.4.2 保険契約者が死亡した場合。被保険者は、死亡後 2 か月以内に新たな保険契約者を指名することで保険契約を継続することができます。
- 2.4.3 保険引き受け可能性の前提条件が満たされなくなった場合

### 3. 保険の適用範囲

保険による補償は、ドイツでの一時的滞在、欧州連合の国(シェンゲン協定加盟国)、アンドラ、モナコ、サンマリノ、バチカン市国への一時的な旅行が対象となり、母国への旅行はその対象とはなりません。この条件における母国とは、ドイツでの一時滞在前に定住していた場所です。

### 4. 保険料の支払い時に何に注意する必要がありますか？

#### 4.1 保険料額

被保険者ごとの保険料は保険料一覧に規定されています。

#### 4.2 保険料の 1 回目のまたは一括での支払い

- 4.2.1 保険料の 1 回目のまたは一括での支払いは保険開始時に支払う必要があります。
- 4.2.2 保険料の 1 回目または一括での支払いが期限までに行われないうち、不払いや支払いの遅延がお客様の責任でない場合を除き、保険開始時点から補償はされません。しかし、支払いの遅延がお客様の責任である場合、保険による補償は支払いとともに開始されます。
- 4.2.3 また、保険料が支払われない限り、当社は契約を解除することができます。不払いがお客様の責任でない場合、解約は行われません。

#### 4.3 2 回目以降の保険料の支払い

- 4.3.1 2 回目以降の保険料が期限までに支払われない場合、当社はお客様に督促状を送付し、2 週間の支払期間を設定します。
- 4.3.2 支払期間が経過しても支払が行われない場合、督促に明記されている場合には、当社は契約を解除することができます。
- 4.3.3 当社が契約を解除した場合、お客様が契約解除を受領後 1 か月以内に督促と受けた金額を支払った場合、契約は継続されます。ただし、支払期間の終了後と支払い間に発生した保険対象事象は、補償の対象とはなりません。

#### 4.4 保険料の引き落とし

保険料の引き落としは、指定された口座から、保険証の発行後直ちに行われます。保険料の引き落としが即日可能で、お客様による引き落としに対する異議がない場合、支払いは期限内に支払われたとみなされます。お客様の過失によらず、当社が保険料を引き落とせなかった場合、当社の書面による督促後に支払いが行われた場合、支払いは期限内とみなされます。

### 5. 保険金支払い時に注意することは何ですか？

#### 5.1 支払期限

保険および保険料支払いの証明が提出されており、当社が保険金の支払義務と補償額を確定した場合、当社は遅くとも 2 週間以内に支払いを行います。

支払義務が確認されているにもかかわらず、補償額が損害報告の1か月を過ぎても確定されない場合、当社は合理的な額の前払い金を支払います。

保険事故に関連して、お客様に対して公式の聴き取りや刑事訴訟が開始されている場合には、当社は、これらの訴訟が完全に終了するまで補償の支払いを延期することができます。

## 5.2 外貨による費用

当社は、領収書が提出された日のユーロに対する為替レートで発生した費用を換算します。これには、領収書に対する支払いにおいてより不利な為替レートが適用された場合を除き、公式の為替レートが適用されます。

当社は、海外への送金またはお客様のご要望により特殊な送金方法を選択することにより発生する追加費用を補償額から差し引くことができます。

## 5.3 他の保険契約に基づく補償

保険事故が、他の保険契約によって補償可能な場合は、他の契約は本契約よりも優先されます。保険事故が当社に先に報告された場合には、当社は補償の支払いを行います。他の保険会社に対し費用分担に関して直接問い合わせを行います。

## セクション III - 補償内容に関する説明

(選択された保険適用範囲に応じて)

## HAFT - 旅行賠償責任保険

### 1. お客様の旅行賠償責任保険にはどのような補償が含まれますか？

保険の対象となる事象が発生した場合(項目2、制限は項目3を参照)には、セクション I に指定された総額までの次の補償が行われます。

#### 1.1 責任の調査および正当な請求に対する補償

当社はサービスの一環として、責任問題の調査、そこから発生する不当請求に対する弁護、そして妥当な請求に対しては、お客様に代わり損害賠償の支払いを行います。請求は、当社が通達または承認した責任の確認、当社が決定または承認した和解、または裁判所の決定によって正当なものとなります。当社が要求する責任の確認、充足または和解による賠償請求の処理がお客様の行為によって完了できなかった場合、当社は、補償、利子およびその他費用における、拒否によって発生した追加費用を負担しません。

保険の適用対象となる損害賠償請求が発生する可能性のある損害による刑事訴訟において、お客様のための弁護士の任命が希望されるまたは承認される場合、当社は、報酬基準に基づく、または特別に合意され、事前に当社と調整されたより高い弁護士費用を負担します。

#### 1.2 支払われるべき年金に対する補償

保険の適用対象となる損害において、お客様に対し法律に基づく年金の支払いが課せられた場合、または判決の執行を回避するために保証金または保釈金が必要となる場合、当社がお客様に代わり、保証金または保釈金の支払いを引き受けます。

#### 1.3 訴訟費用

保険の対象となる損害に対する賠償請求に関して、お客様と被害者(またはその権利継承者)との間の訴訟が発生した場合、当社は、お客様に代わって訴訟を行います。これにより発生する費用は当社が負担し、補償限度額にも算入されません。賠償請求額が補償限度額を超える場合、訴訟費用は、損害から発生した訴訟が複数である場合も含め、補償限度額の賠償請求総額に対する割合に基づき負担されます。そのような場合、当社は、補償限度額およびそれまでに累積された費用の補償限度額に相当する部分の支払いによって、それ以上の補償を停止する権利を有します。

### 2. 保険事故となるのはどのようなケースですか？

旅行における保険適用は、下記の損害事象において、お客様が人の死亡、傷害または健康被害(人損)、または物品の損壊(物損)を引き起こし、その結果、民法の損害賠償規定に基づき第三者から損害賠償を請求された場合に適用されます。

### 6. どの法律が適用され、いつ法律契約から生じる請求権が無効となりますか？

#### 規定の対象となるのは誰ですか？

これらの規定に加えて、国際法がそれらに矛盾しない限り、ドイツ保険契約法(VVG)およびドイツの基本法が適用されます。この保険契約から生ずる請求権は3年をもって無効となります。時効は、補償の請求が可能となった年末を基準として計算されます。補償の請求がお客様から提出された場合、時効は、当社の決定が書面で届いた時点を基準として計算されます。

保険契約のすべての条項は、被保険者に対しても適用されます。

### 7. 相殺

当社の請求に対しては、それに対する請求が異議のないものかつ法的拘束力のある場合にのみ相殺することが可能です。

### 8. 通知するときに注意することは何ですか？

当社に対する通知と宣言は、保険証に記載された宛先に文書で送付する必要があります。契約の言語はドイツ語です。

#### 2.1 日常生活における責任リスク

お客様の保険は、日常生活において、旅行中に発生する賠償責任リスクに関して、お客様個人としての法的賠償責任に適用されます。特に下記事項が該当します。

- 2.1.1 世帯主としての責任(例えば未成年者の監督義務)、
- 2.1.2 サイクリストとしての責任、
- 2.1.3 スポーツ時の責任(項目 3.2.3 に指定されたスポーツは除く)
- 2.1.4 他人の馬や車両を個人的目的のために乗馬または運転する場合(動物の飼い主や所有者ペットの飼い主の被保険者および/または保険契約者に対する損害賠償請求は保険の適用対象とはなりません)、
- 2.1.5 エンジンや推進装置を持たず飛行重量が 5kg 以下、そして保険義務のない模型飛行機、無人の気球および風の所有および使用する場合、
- 2.1.6 エンジン(外付けエンジンも含む)や推進装置を持たず、そして保険義務のない、自身または他人の手漕ぎボート、ペダル式ボートおよび他人のヨットを所持ならびに使用する場合、
- 2.1.7 スポーツを目的として、自身または他人のサーフボードを所有、保管、または使用する場合。ただし、第三者へのレンタル、無償の貸し出しまたは使用許可における法的損害賠償責任は除外されます。
- 2.1.8 オペア業務を行う場合。被保険者が、書面での契約書に基づきオペア業務を行う場合、項目 3.1.3 に反し、職業における賠償責任も個人賠償責任保険の適用対象に含まれます。その際、補償の適用対象となるのは、被保険者が職業訓練生としての立場から行うことができる業務に起因する賠償請求のみです。この保険は、被保険者に対する請求が本人によって行われ、同時に被保険者が本契約の他に何の保険にも加入していない(例えば、ホストファミリーの民間賠償責任保険等)、または補償が十分でない場合にのみ適用されます。

#### 2.2 レンタルした物に関連した損害賠償請求

項目 3.2.4 の改正によって、レンタルした物に対しても保険適用範囲が規定されています。保険による補償は、日常生活における責任リスクが対象となります。

- 旅行の宿泊施設として、一時的な私的目的のために建物の中の部屋を借りる場合(例えば、ホテルやペンションの部屋、別荘、バンガロー、オペアの場合はホストファミリーの世帯)、
- 宿泊に関連して使用される部屋/施設(例えば、ダイニングルーム、共同浴場)、
- 可動式設備の損傷(例えば、家具、家庭用テキスタイル、食器など)。

セクション II に指定された金額まで。

しかし、次のような場合は賠償請求から除外されます。

- 消耗、摩耗および過度の負荷による損害。

- ヒーター、機械類、ボイラーおよび温水システムならびに電気・ガス機器への損傷。

### 2.3 ホストファミリーの世帯における損害

項目 3.2.6 に反し、宿泊に関連して使用される部屋/施設の損害に関する被保険者に対する損害賠償請求は、ホストファミリーの世帯である場合、セクション 1 に記載された額まで保険の適用対象となります。ホストファミリーの世帯には、ホストファミリーが住んでいる家屋およびホストファミリーが住んでいるアパート(主たる居住地、臨時の居住地および別荘)、さらにそれらが建てられている土地、その土地に建てられた他の建物や部屋も含まれます。ホストファミリーの移動可能な物品および部屋のすべての損害に対する、保険年度または合意した短期保険期間あたりの補償総額は、セクション 1 に記載された総額の 2 倍に制限されます。これは、保険開始から計算し、保険契約の延長も含めた 12 か月が基準となります。

### 2.4 鍵の紛失

正式に被保険者に委ねられた他人の鍵(集中ロックシステム用のマスターキーとコードカード)の紛失による法的賠償責任に対しては、保険は適用されます。保険の適用は、次の費用に対する法的賠償請求に制限されます。つまり、必要となるロックおよびロックシステムの交換、臨時のロック(非常時ロック)および鍵の紛失に気付いてから 14 日間の一時的な物品のガードです。損害事象あたりの最大補償額は、セクション 1 に記載された額に制限されており、保険年度中、または必要に応じて合意した短期保険期間のすべての損害に適用されます。これは、保険開始から計算し、保険契約の延長も含めた 12 か月が基準となります。

鍵の紛失によって二次的に発生した損害に対する賠償責任、および金庫や家具の鍵、さらにその他の動産の鍵の紛失に対する責任は除外されます。

### 2.5 職業的賠償責任

保険は、仕事における被保険者の法的賠償責任に対して適用されます。その際、補償の適用対象となるのは、被保険者が職業訓練生としての立場から行うことができる業務に起因する賠償請求のみです。この保険は、被保険者に対する請求が本人によって行われ、同時に被保険者が本契約の他に何の保険にも加入していない場合のみ適用されます。被保険者が、確認の任されているにもかかわらず、請求書、計算書、見積書、図面の寸法に含まれた間違いを見過したことによる損害は、保険は適用されません。また、契約不履行や、本来の履行の代替となる履行に対しても保険は適用されません。

### 3. どのような保険の適用制限を考慮する必要がありますか？

#### 3.1 補償の対象とならない賠償責任リスク

- 3.1.1 自動車、航空機や船舶の所有者、使用者、保管者またはドライバーが、それらの車両を使用した場合に発生した賠償責任は保険の適用対象から除外されます。
- 3.1.2 動物の所有者、飼い主または世話をしている者に発生した賠償責任、および狩猟によって発生した賠償責任は保険の適用対象から除外されます。
- 3.1.3 職業、サービス、公職(名誉職を含む)またはあらゆる協会での業務によって発生した賠償責任は保険の適用対象から除外されます。
- 3.1.4 被保険者による第三者へ物品のレンタル、無償での貸出や使用許可によって発生した賠償責任は保険の適用対象から除外されます。

#### 3.2 補償の対象とならない賠償請求

- 3.2.1 法的賠償責任の範囲を超えた賠償請求。
- 3.2.2 給与、有給手当、賃金やその他の固定収入、手当、仕事における障害の治療、福利請求権および暴動損害法に基づく請求権。
- 3.2.3 乗馬、自転車や自動車レース、ボクシング、レスリング等のあらゆる格闘技への参加、およびそのための練習(トレーニング)によって発生した損害に対する損害賠償請求。
- 3.2.4 セクション 1 に明示的な記載がない限り、レンタルした、無償で借りた、もしくは不正に取得した他人の物、または特別に契約によって預けられている物品で発生した損害に対する賠償請求。
- 3.2.5 (河川を含む)土壌、空気や水の環境の影響によって引き起こされる損害、さらにそれらによって発生する二次的損害に対する賠償請求。

- 3.2.6 お客様と同居する身内の方の損害に対する賠償請求。身内には、配偶者、親と子、養親、養子、義父母、義理の子供、継父母、継子、祖父母と孫、兄弟姉妹や里親と里子、そして長期的にわたる親子のような関係により結びついた方。
- 3.2.7 同じ保険の複数の被保険者間の損害賠償請求および、項目 2.3 に基づき明示的に被保険者となっていない場合、保険契約者と保険契約者の被保険者の間の損害賠償請求。
- 3.2.8 同じ旅行をともに予約し、その旅行をともにする複数の人々の間の損害賠償請求。
- 3.2.9 病気の感染によって発生した損害に関する損害賠償請求。
- 3.2.10 いかなるタイプにせよ、武器の使用に起因する損害に対する賠償請求。
- 3.2.11 あらゆる物的損害に対する賠償請求。
- 3.2.12 セクション 1 の説明に明示的な記載がない限り、例えば現金、証券および貴重品等の物品の紛失による損害に対する賠償請求。

### 3.3 補償の制限

- 3.3.1 当社の補償する額は、保険事故ごとに補償限度額に制限されます。これは、保険の適用が、賠償の対象となる人が複数の場合にも当てはまります。
- 3.3.2 契約期間が1年未満の場合、保険適用期間中のすべての保険事故に対する補償は、合意された補償限度額の2倍に限定されます。契約期間が1年以上の場合、保険年度あたりのすべての保険事故の合計として、最大で補償限度額の2倍の補償が行われます。
- 3.3.3 保険の有効期間中に発生した複数の保険事故は、それらが同じ原因か、またはその内容、特に物質的および時間的な関連性のある原因によって引き起こされた場合は、これらの保険事故は1つ目の保険事故が発生した1つの保険事故とみなされます。
- 3.3.4 被保険者に被害者に対して年金の支払い義務が発生しており、年金の正味現在価値が補償限度額またはその他の補償を差し引いた補償限度額の残額を超える場合、保険会社から支払われる年金の額は、補償限度額またはその他の補償を差し引いた補償限度額の残額の年金の正味現在価値に対する割合に応じて減額されます。年金値の計算には、自動車損害賠償責任保険の保険事故の発生時に有効であったバージョンの保険適用範囲に関する概要する規定に基づきます。保険契約者が定期的に負担する必要がある年金額の計算に際しては、年金の正味現在が補償限度額またはその他の補償を差し引いた補償限度額の残額を超える場合、その他の補償の全額が補償限度額から減額されます。
- 3.3.5 当社が要求する責任の確認、充足または和解による賠償請求の処理が被保険者の行為によって完了できなかった場合、当社は、補償、利子およびその他費用における、拒否によって発生した追加費用を負担しません。

### 4. 保険事故において注意することは何ですか(義務)？

#### 4.1 遅延の無い損害の報告

お客様に対して損害賠償請求があった場合は、損害に関して直ちに当社までご報告ください。

#### 4.2 遅延の無い訴訟の報告

捜査が開始されるか、または罰則命令や召喚状が発行された場合には、保険の対象となる損害がすでに報告されていたとしても、お客様は直ちに当社にその旨を報告する必要があります。お客様に対し裁判所の手続きによって、または召喚状によって請求が行われた場合、訴訟費用補助が申請された場合、訴訟が予告された場合、お客様は、同様に当社に報告する必要があります。同じことは、逮捕、暫定的差止命令または証拠保全手続きの場合にも適用されます。

#### 4.3 訴訟の委任

賠償請求に関する訴訟が行われる場合、お客様は訴訟の進行を当社に委任し、当社が委託または指名した弁護士に委任状を発行し、弁護士または当社が必要とする情報を提供する必要があります。損害賠償に関する行政当局からの召喚状や命令に対しては、当社の指示がない限り待機し、期日までに異議を申し立て、または必要な法的救済を求める必要があります。

#### 4.4 年金に関する場合の権利行使の移譲

状況の変化によって、年金の支払いの免除または減額を請求する権利を得た場合、お客様には、その権利をお客様の名において当社に行使させる義務があります。

#### 4.5 権限移譲

当社は、解決または請求に対する弁護のために適切と考えられるあらゆる声明をお客様の名の下に行う資格を有します。

#### 4.6 義務を遵守しない場合の帰結

お客様が上記の義務を怠った場合には、当社には補償の支払い義務がありません。義務の履行において重大な過失があった場合には、当社は、その責任の重大性に応じて補償を減額する権利を有します。お客様が重大な過失が無かったことを証明できる場合には、補償は影響を受けません。

## UV - 旅行傷害保険

### 1. お客様の旅行損害保険にはどのような補償が含まれますか？

保険の対象となる事象が発生した場合(項目 2、制限は項目 3 を参照)には、セクション 1 に指定された総額までの補償が行われます。

#### 1.1 障害に対する補償

当社による補償は、事故に起因して、お客様の身体的または精神的能力に恒久的な障害が発生していることが前提条件となります(障害)。障害は、3年以上継続することが予想され、状態の変化が期待できない場合に恒久的とみなされます。

障害は、事故後15か月以内に発生し、事故後21か月以内に医師によって書面により診断され、当社に書面で報告されなければなりません。

1.1.1 補償の額は、補償限度額や障害の程度によって決まります。障害等級には、(より高いまたはより低い障害の照明がない場合)身体の一部の損失または機能障害が適用されます。

片腕(肩関節)	70%
片腕(肘関節から上)	65%
片腕(肘関節から下)	60%
片手(手首)	55%
片手の親指	20%
片手の人差し指	10%
片手のその他の指	5%
片脚(太ももの真ん中より上)	70%
片脚(太ももの真ん中まで)	60%
片脚(膝下)	50%
片脚(ひざ下の真ん中まで)	45%
片足(足首)	40%
片足の親指	5%
片足のその他の指	2%
片目	50%
片耳の聴覚	30%
臭覚	10%
味覚	5%

これらの身体部分または感覚器官の部分的損失または機能障害においては、対応する部分のパーセンテージが適用されます。

1.1.2 保険事故により身体部分または感覚器官に影響が及んだ場合、その損失または機能が上記のように対処されていない場合、医学的な観点からのみにおいて、通常の身体的または精神的能力がどの程度影響を受けているかが問題となります。

1.1.3 保険事故が複数の身体または精神機能に影響を与えている場合、上記の障害レベルは合算されます。ただし、100%以上は受け入れられません。

1.1.4 すでに事故の前に継続的に存在した障害が、保険事故によって影響を受けた場合、すでに存在した障害の程度を考慮した減額が行われます。これは、項目 1.1.1 の障害レベルに基づき判断されます。

1.1.5 保険事故後 1 年以内に被保険者が事故が原因で死亡した場合、障害補償の請求権はなくなります。

1.1.6 被保険者が保険事故の発生後 1 年以内に死亡するか、または(死亡原因を問わず)事故の 1 年以上後に死亡し、項目 1.1.1 に基づく障害給付の請求が発生していた場合、当社は、医師による最新の診断に基づき計算されるべき障害レベルを考慮して補償を行うものとします。

#### 1.2 死亡の場合の補償

保険事故によって、被保険者が 1 年以内に死亡した場合、相続人に死亡の場合に給付される補償額を請求する権利が発生します。項目 4.3 に、これに関連する義務が規定されています。

#### 1.3 救助費用に対する補償

被保険者が、HanseMerkur 保険グループにおいて複数の事故保険に加入している場合、以下の費用はこれらの契約のいずれかでのみ請求することができます。被保険者に保険契約の対象となる事故が発生した場合、発生した次の費用に対し、最大で契約に合意された金額までの補償が行われます。

1.3.1 料金が請求される公共または民間救援組織による捜索、救助および救出活動。

1.3.2 医学的に必要であり、医師が指示した負傷者の最寄りの病院や専門病院への搬送。

1.3.3 負傷者の定住場所への帰還における追加費用(追加費用が医師の指示に起因する、または負傷の種類によって避けられない場合)。

1.3.4 死亡の場合の直前の定住場所への送還。

1.3.5 項目 1.4.1 に基づく適用、保険事故が発生していなくてもそれが間もなく発生しそうである、または具体的な状況により発生が予想される場合。

#### 1.4 美容整形手術費用に対する補償

1.4.1 保険事故によって被保険者の身体表面が損傷し、あるいは変形し、治療の完了時、被保険者の外観がこれにより継続的に影響を受け、被保険者はこれを美容整形手術によって修復することを決心した場合、当社は一度のみ、手術に関連する医師の報酬、薬、包帯その他の医師によって指示された医療資材、医療機関での滞りおよび食事費用を、合意された補償限度額まで負担します。口を開いた際に見える前歯および切歯は、体の表面とはみなされません。

1.4.2 被保険者の手術および臨床治療は、事故後 3 年目までに完了している必要があります。被保険者が事故発生当時 18 歳未満であった場合、手術および臨床治療は、上記の期限通り行われなくても、被保険者が 21 歳になるまでに完了していれば、費用負担は行われます。

1.4.3 食品や嗜好品、海水浴や休暇の旅行のための費用、専門介護スタッフへの依頼が医師によって指示されていない場合の介護費用は、負担の対象とはなりません。

## 2. 保険事故となるのはどのようなケースですか？

### 2.1 事故による健康被害

保険事故とは、身体へ影響を及ぼす突然の外的作用によって、被保険者が意図せず健康被害を被った場合のことです。保険の拡大解釈によって、事故が発生していなくても、つまり身体へ影響を及ぼす突然の外的作用がなくても、例えば減圧症、鼓膜損傷といったダイビングに典型的な健康被害に対しても保険が適用されます。

### 2.2 筋挫傷および靭帯切断

保険事故には、四肢や背骨における力の過度な使用による関節の脱臼や、筋肉、腱、靭帯または関節包の筋挫傷や切断も含まれます。

### 2.3 溺死や窒息死

項目 2.1 における事故には、潜水における溺死や水中での窒息死も含まれます。

## 3. どのような保険の適用制限を考慮する必要がありますか？

### 3.1 補償が行われないのはどのような場合ですか？

次のような場合、当社は補償を行いません。

3.1.1 精神や意識障害、またこれらが酩酊や薬物使用に依る場合、脳卒中、被保険者の全身に影響を与えるてんかんの発作やその他の発作によって引き起こされる事故。



ただし、これらの障害や発作が本契約の対象となる事故に起因している場合は、保険の適用対象となります。

- 3.1.2 被保険者が犯罪行為を犯したまたは犯そうとしたことよって発生した事故。
- 3.1.3 直接的または間接的に、戦争や内戦またはテロ行為に関連して引き起こされた事故。被保険者が外国において予期せず戦争や内戦に出くわした場合には、保険は適用されます。しかし、この拡張解釈は、戦争や内戦がすでに勃発している地域のある国へ渡航する場合には適用されません。また、戦争や内戦に積極的に参加した場合、またはNBC兵器(核、生物または化学兵器)による事故に対しても適用されません。
- 3.1.4 ドイツの法律に基づき許可が必要な(スポーツ用飛行機のパイロットを含む)航空機のパイロットとしての被保険者の事故の場合、また、航空機のその他の乗員であるときは、航空機の運航と関連して事故が発生した場合。
- 3.1.5 航空機の支援を受けつつ行う活動における被保険者の事故。
- 3.1.6 宇宙船の使用における被保険者の事故。しかし、それが航空会社の旅客としての場合は保険の対象となります。
- 3.1.7 高速走行が目的である走行イベント(練習走行を含む)に、被保険者が自動車のドライバー、助手席乗員またはその他の乗員として参加したことにより発生した事故。
- 3.1.8 原子力エネルギーによって直接的または間接的に引き起こされた事故。
- 3.1.9 被保険者に対する放射線による健康被害および治療や身体への侵襲による健康被害。ただし、治療や侵襲、また放射線診断および放射線治療が、本契約の対象となる事故によって必要となった場合は、保険は適用されます。
- 3.1.10 感染症による健康被害。感染が虫刺されやその他の小さな皮膚や粘膜の切り傷や傷によって引き起こされ、病原体が直ちにまたは後に体内へ進入した場合でも、保険は適用されません。ただし、狂犬病と破傷風、そして項目1によって除外されない事故の怪我によって病原体が体内に進入した場合には、保険は適用されます。治療や侵襲に起因して発生した感染症は、それらの治療や侵襲、さらに放射線診断や放射線治療が、本契約の対象となった事故に関連して行われた場合に限り、保険の対象となります。
- 3.1.11 腹部または下腹部の損傷。ただし、これが本契約の対象となる暴力的かつ外部からの影響により発生した場合、保険が適用されます。
- 3.1.12 椎間板の損傷、内臓からの出血および脳内出血。ただし、本契約の対象となる事故が主たる原因である場合は、保険が適用されます。
- 3.1.13 原因に関係なく、精神的な反応によって引き起こされた病的な障害。
- 3.1.14 喉からの固形物または液体の摂取による中毒症状。

### 3.2 病気や虚弱にどのような影響がありますか？

病気や虚弱が、事故によって引き起こされた健康被害またはその後遺症に影響した場合、その割合が少なくとも25%であれば、補償は、病気または虚弱の度合いに応じて減額されます。病気や虚弱が事故によって引き起こされた健康被害、またはその後遺症に影響した場合、その割合が50%を超えていれば、一切の補償に対する請求は認められません。

## 4. 旅行時の損害において注意することは何ですか(義務)？

### 4.1 遅延の無い医師への相談

補償義務が生じると考えられる事故が発生した後は、直ちに医師の関与を依頼する必要があります。被保険者は医師の指示に従い、さらに、できる限り事故の影響を軽減するよう努力する必要があります。

### 4.2 当社が委託した医師による検査

被保険者は、当社が任命した医師によって診察されなければなりません。当社は、必要となる費用の負担、さらにこれによる収入の損失を補償します。

### 4.3 死亡の報告

事故によって被保険者が死亡した場合、事故そのものはすでに報告されていたとしても、被保険者の相続人またはその他の法的後継人

が、48時間以内に当社へ報告する必要があります。当社に対しては、当社が指名した医師による司法解剖を行う権利を提供する必要があります。

### 4.4 義務を遵守しない場合の帰結

お客様が上記の義務を怠った場合には、当社には補償の支払い義務がありません。義務の履行において重大な過失があった場合には、当社は、その責任の重大性に応じて補償を減額する権利を有します。お客様が重大な過失が無かったことを証明できる場合には、補償は影響を受けません。

## RGV - 手荷物保険

### 1. お客様の手荷物保険にはどのような補償が含まれますか？

保険事故が発生した場合(項目2、制限は項目3を参照)には、セクション1に記載された総額までの補償が行われます。

#### 1.1 破壊または紛失における補償

保険の対象となる損害では、当社は、それらが項目2に基づき保険の適用対象となっている場合、破壊されたまたは紛失した物品の補償を行います。補償額には、損害発生時の価値が適用されます。補償額は、同様のタイプと状態の新しい物品を、お客様の定住場所で調達する場合に一般的に必要な金額から、保険の対象であった物品の状態(年数、消耗度、使用度合等)を考慮した額(時間値)を差し引いた額です。

#### 1.2 損害が発生した場合の補償

破損しているが修理可能な物品に関しては、項目2で保険の対象とされている限りにおいて、当社は、補償額を上限として、必要な修理費用または減損額を補償します。

### 2. 保険事故となるのはどのようなケースですか？

#### 2.1 預けられた手荷物の損害

お客様が、手荷物を旅客会社、宿泊施設または手荷物預かり業者にお預けになった際、手荷物が紛失した、破壊された、損傷した場合、当社は、最大で補償限度額および賠償限度額まで補償します。

#### 2.2 手荷物の配達遅れ

手荷物が、旅客会社によって期限通りに配達されなかった場合、つまり手荷物がお客様と同じ日に目的地に到着しない場合(配達遅れ)、当社は、合意された賠償限度額まで、必要な買い替えのための費用を負担します。

#### 2.3 手荷物、スポーツ用品や貴重品に対する第三者による犯罪行為

第三者の犯罪行為に起因する保険の対象となる物品の紛失、損傷や破壊に対しては、最大で補償限度額までの補償が行われます。これには、窃盗、空き巣、強盗、恐喝や意図的な損壊が含まれます。

#### 2.4 交通事故による手荷物、スポーツ用品や貴重品への損害

交通機関の事故(例えば、交通事故等)に起因する保険の対象となる物品の紛失、損傷や破壊に対しては、最大で補償限度額までの補償が行われます。

#### 2.5 火災、爆発または自然災害によって引き起こされた手荷物、スポーツ用品や貴重品への損害

火災、落雷、爆発、嵐、洪水、地滑り、地震、雪崩に起因する保険の対象となる物品の紛失、損傷や破壊に対しては、最大で補償限度額までの補償が行われます。

### 3. どのような保険の適用制限を考慮する必要がありますか？

#### 3.1 貴重品における制限

セクション1の貴重品用に対しては、目的に合った方法で着用、使用または保管され、そして安全に搬送され、建物や客船では施錠された部屋に保管されていた場合にのみ、保険を適用します。ただし、建物または客船の施錠された部屋にある宝飾品と貴金属製品は、それ自身が持ち逃げに対するより高いセキュリティを提供する、施錠可能な入れ物に収めている場合にのみ補償の対象となります。

#### 3.2 自動車やボート等における制限

監視されていなかった自動車/トレーラー/プレジャーボートでの手荷物への第三者の犯罪行為による損害は、手荷物が外から見えず、

閉じられ、ロックされた室内またはトランク（プレジャーボートでは、キャビンや梱包箱）や、車両と一体となったラゲージボックスに保管されていた場合に限り、当社は補償を行います。ここでは、セクション I に記載されている貴重品に対しては、当社は補償を行いません。

監視とは、被保険者または被保険者に委託された者が、保護すべき物品のそばにいて、一般使用に解放された場所（例えば、駐車場や港等）の監視とは異なります。

当社は、損害が午前 6 時から午後 10 時まで、または旅行における 2 時間以下の休憩中に発生したことを証明できる場合にのみ、補償を行います。

旅行において、到着とともに直ちに手荷物を家屋内へ運ばなかった場合、保険の適用はこの到着とともに終了します。

### **3.3 キャンピングにおける制限事項**

テントを使用するのキャンプやその他のキャンプ時における第三者の犯罪行為による手荷物の損害に対しては、(行政当局、協会または民間企業による)正式なキャンプ場でのキャンプにのみ保険が適用されます。

無人(定義は項目 3.2 を参照)テントに物品を置いたままにした場合、損害が第三者の犯罪行為によるものであり、午前 6 時から午後 10 時まで発生し、テントは閉じられていたことを証明できる場合にのみ、保険による補償が可能です。

無人のテントの中に放置された貴重品は、保険の対象とはなりません。当社は、項目 3.2 に基づく前提条件が満たされている場合、または貴重品がキャンプ場の管理事務所に預けられた場合、または正式なキャンプ場において、施錠により適切に保護されたキャンピングカーまたは適切に閉じられ施錠により保護された自動車の中に見えない状態で保管された場合にのみ補償を行います。

### **3.4 紛失による損害**

当社は、物品の紛失、置き忘れ、立て掛け忘れ、掛け忘れによる損害に対して補償を行いません。

### **3.5 消耗による損害**

保険対象の自然な消耗または不適切な特性によって引き起こされた損害に対しては、補償の対象とはなりません(例えば、摩耗や消耗)。

## **4. 手荷物の損害において注意することは何ですか(義務)?**

### **4.1 第三者に対する賠償請求権の保護**

預けられた手荷物の損害、および手荷物が期限通りに配達されなかったことに起因する損害は、預け先の担当窓口直ちに報告し、その旨を書面で確認させる必要があります。当社に対しては、証明書を提出してください。外観において確認できない損害を発見した場合、お客様は、直ちに、または各クレーム期限に注意しながら遅くとも 7 日以内に該当する企業に対し、損害の確認および証明書の発行を要求する必要があります。

### **4.2 警察への報告**

第三者の違法行為および火災による損害が発生した場合、お客様は直ちに、損害を受けた物品の完全な一覧とともに担当の警察に報告するとともに、警察に書面で報告する必要があります。警察に提出する損害を受けた物品の完全な一覧には、各物品を個別に記入し、同時に、購入時期と購入時の価格を含める必要があります。完全な警察の報告書は、当社に提出する必要があります。

### **4.3 義務を遵守しない場合の帰結**

お客様が上記の義務を怠った場合には、当社には補償の支払い義務がありません。義務の履行において重大な過失があった場合には、当社は、その責任の重大性に応じて補償を減額する権利を有します。お客様が重大な過失が無かったことを証明できる場合には、補償は影響を受けません。